

南相木村財務状況把握の結果概要

(診 断 表)

財務省関東財務局
長野財務事務所

平成26年度 南相木村財務状況把握の結果概要

都道府県名	団体名	財政力指数	0.94	標準財政規模(百万円)	1,133
長野県	南相木村	H27.1.1人口(人)	1,099	平成26年度職員数(人)	46
		面積(Km ²)	66.05	人口千人当たり職員数(人)	41.9

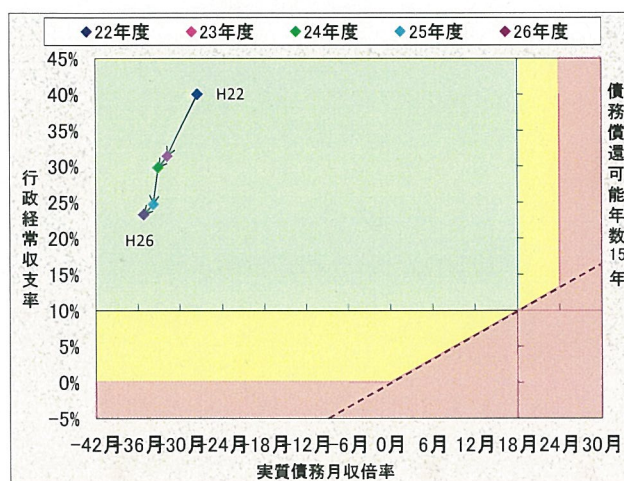
<人口構成の推移>

(単位:人)

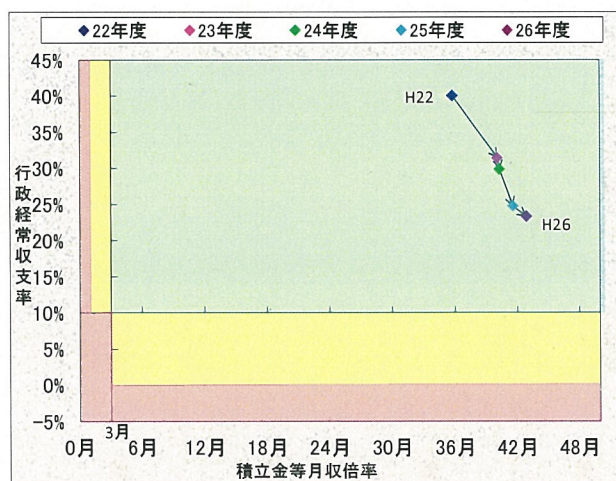
	総人口	年齢別人口構成						産業別人口構成					
		年少人口 (15歳未満)	構成比	生産年齢人口 (15歳～64歳)	構成比	老年人口 (65歳以上)	構成比	第一次産業 就業人口	構成比	第二次産業 就業人口	構成比	第三次産業 就業人口	構成比
12年国調	1,584	195	12.3%	926	58.5%	463	29.2%	280	28.4%	445	45.1%	261	26.5%
17年国調	1,151	162	14.1%	535	46.5%	454	39.4%	239	41.0%	98	16.8%	244	41.9%
22年国調	1,121	142	12.7%	557	49.7%	422	37.6%	173	33.8%	96	18.8%	243	47.5%
22年国調	全国		13.2%		63.8%		23.0%		4.2%		25.2%		70.6%
	長野県		13.8%		59.7%		26.5%		9.8%		29.5%		60.7%

◆ヒアリング等の結果概要

【債務償還能力】



【資金繰り状況】



[財務上の問題]

[要因分析]

債務高水準	債務高水準	積立低水準	収支低水準
建設債	建設債	建設投資目的の取崩し	地方税の減少
積立低水準	債務負担行為に基づく支出予定額	資金繰り目的の取崩し	人件費・物件費の増加
収支低水準	公営企業会計等の資金不足額	その他	扶助費の増加
該当なし	土地開発公社に係る普通会計の負担見込額		補助費等・繰出金の増加
	第三セクター等に係る普通会計の負担見込額		その他
	その他		
	その他		

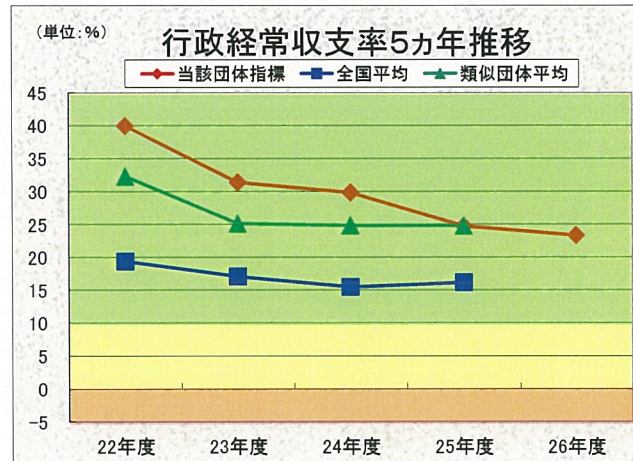
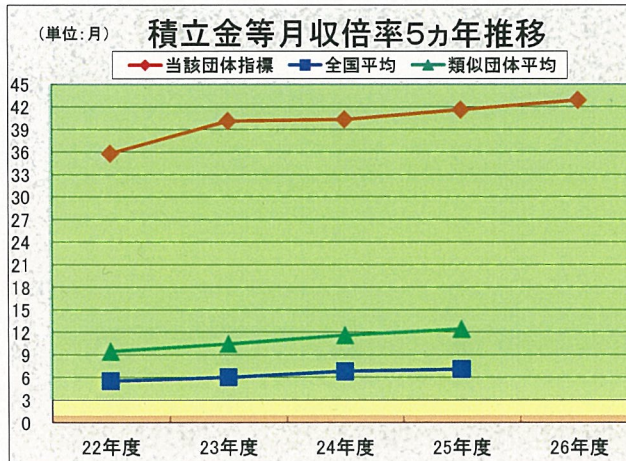
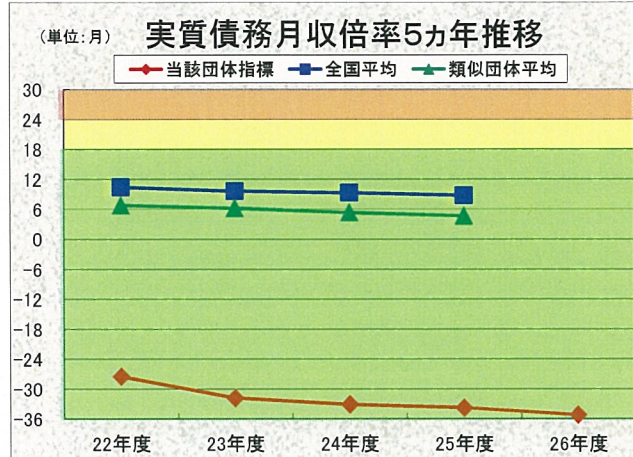
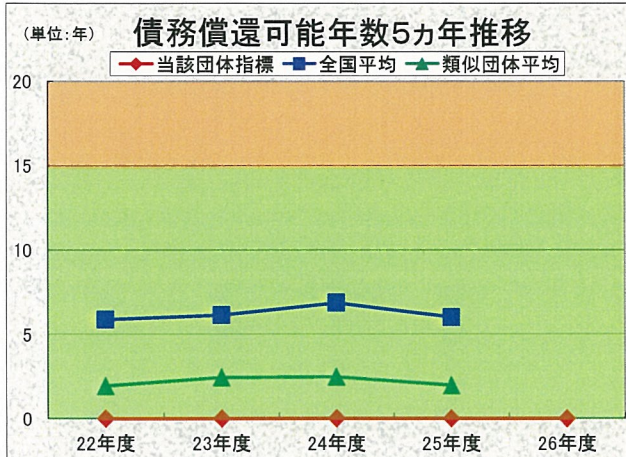
◆財務指標の経年推移

<財務指標>

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
債務償還可能年数	0.0年	0.0年	0.0年	0.0年	0.0年
実質債務月収倍率	▲ 27.5月	▲ 31.8月	▲ 33.1月	▲ 33.8月	▲ 35.2月
積立金等月収倍率	35.8月	40.1月	40.3月	41.6月	42.9月
行政経常収支率	40.0%	31.4%	29.8%	24.7%	23.3%

(25年度)

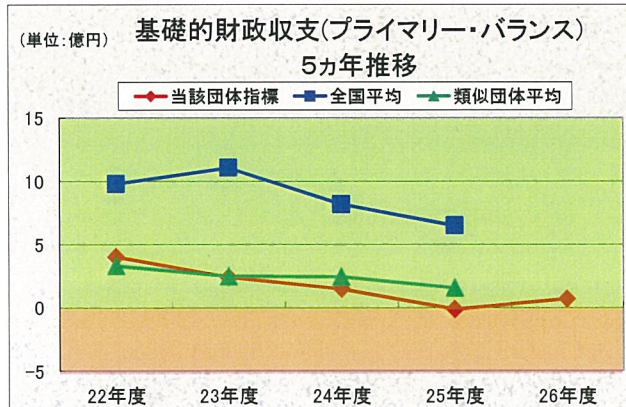
類似団体区分	
町村 I—O	
類似団体 平均値	全国 平均値
2.0年	6.0年
4.6月	8.7月
12.4月	7.1月
24.7%	16.1%



<参考指標>

(26年度)

健全化判断比率	団体値	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	-	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	-	20.00%	30.00%
実質公債費比率	2.5%	25.0%	35.0%
将来負担比率	-	350.0%	-



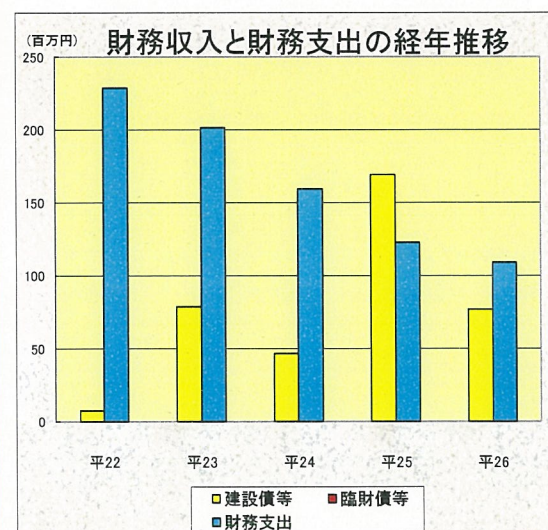
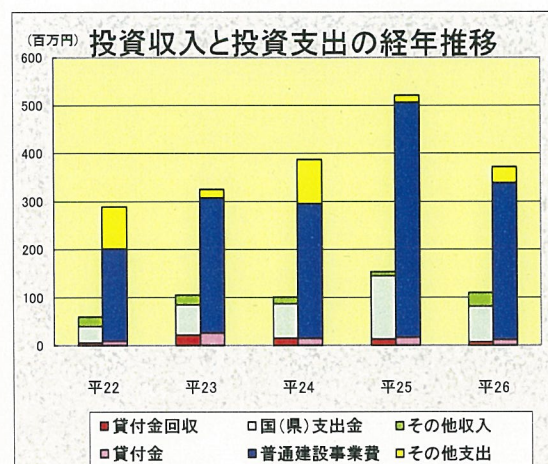
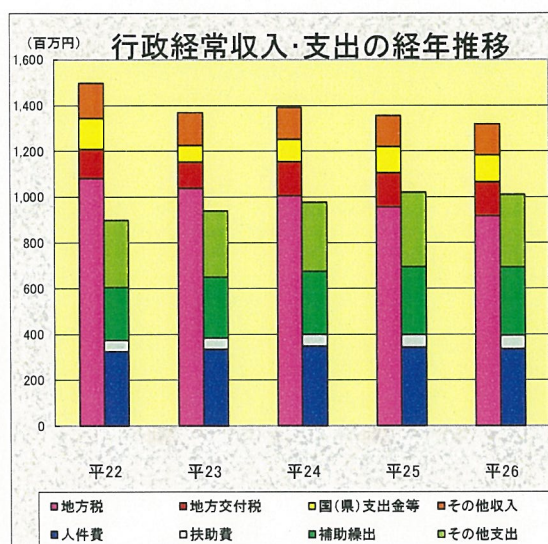
基礎的財政収支 = [歳入 - (地方債 + 繰越金 + 基金取崩)]
 - [歳出 - (公債費 + 基金積立※)]
 (※)基金積立には決算剰余金処分による積立額を含まない。

- ※1. 債務償還可能年数について、分子(実質債務)がマイナスとなる場合は「0.0年」、分母(行政経常収支)がマイナスとなる場合は「-」(分子・分母ともマイナスの場合は「0.0年」として表示している。
 ※2. 右上部表中の「類似団体平均値」及び「全国平均値」については、各団体の25年度計数を単純平均したものである。
 ※3. 上記グラフ中の「類似団体平均」の類型区分については、25年度の類型区分による。
 ※4. 平均値の算出において、債務償還可能年数と実質債務月収倍率における分子(実質債務)がマイナスの場合には「0(年・月)」として単純平均している。

◆行政キャッシュフロー計算書

(百万円)

	平22	平23	平24	平25	平26
■行政活動の部■					
地方税	1,081	1,038	1,006	956	918
地方譲与税・交付金	82	80	72	70	62
地方交付税	128	116	149	149	147
国(県)支出金等	135	71	98	114	119
分担金及び負担金・寄附金	6	2	2	3	3
使用料・手数料	31	31	31	34	33
事業等収入	35	31	35	30	36
行政経常収入	1,498	1,368	1,391	1,356	1,318
人件費	326	335	348	343	336
物件費	236	246	271	291	282
維持補修費	37	26	19	23	24
扶助費	48	49	53	55	59
補助費等	156	165	174	179	187
繰出金(建設費以外)	76	102	101	118	112
支払利息 (うち一時借入金利息)	20 -	16 -	13 -	11 -	10 -
行政経常支出	899	939	977	1,020	1,010
行政経常収支	599	430	414	335	308
特別収入	19	35	8	14	11
特別支出	7	22	2	7	-
行政収支(A)	610	443	421	343	319
■投資活動の部■					
国(県)支出金	34	64	72	133	74
分担金及び負担金・寄附金	2	2	3	2	4
財産売却収入	3	2	2	1	1
貸付金回収	5	21	15	13	7
基金取崩	14	15	9	4	23
投資収入	60	105	100	153	110
普通建設事業費	192	281	280	489	327
繰出金(建設費)	5	5	2	2	10
投資及び出資金	-	-	-	-	-
貸付金	9	26	15	17	12
基金積立	82	13	90	13	22
投資支出	289	325	387	521	372
投資収支	▲ 229	▲ 220	▲ 287	▲ 368	▲ 262
■財務活動の部■					
地方債 (うち臨財債等)	8 -	79 -	47 -	169 -	77 -
翌年度繰上充用金	-	-	-	-	-
財務収入	8	79	47	169	77
元金償還額 (うち臨財債等)	229 (21)	201 (21)	159 (22)	123 (22)	109 (22)
前年度繰上充用金	-	-	-	-	-
財務支出(B)	229	201	159	123	109
財務収支	▲ 221	▲ 123	▲ 113	46	▲ 32
収支合計	160	100	21	21	25
償還後行政収支(A-B)	381	242	261	220	210
■参考■					
実質債務 (うち地方債現在高)	▲ 3,428 (1,044)	▲ 3,621 (949)	▲ 3,836 (836)	▲ 3,819 (883)	▲ 3,867 (850)
積立金等残高	4,472	4,570	4,672	4,701	4,717



(注)棒グラフの左が収入を表し、右が支出を表している。

◆ヒアリングを踏まえた総合評価

◎債務償還能力について

○留意すべき状況にはないと考えられる。

ストック面において、実質債務月収倍率が18.0月未満であり低いことから問題はないと考えられる。また、フロー面においても、行政経常収支率が10.0%以上であり高いことから問題はないと考えられるため、債務償還能力に留意すべき状況にはないと考えられる。

〔債務償還能力は、債務償還可能年数及び債務償還可能年数を構成する実質債務月収倍率と行政経常収支率を利用して、ストック面（償還すべき債務の大きさ）及びフロー面（償還原資の獲得状況）の両面から分析したものである。〕

【財務指標】

実質債務月収倍率	▲ 35.2月
行政経常収支率	23.3%
債務償還可能年数	0.0年

◎資金繰り状況について

○留意すべき状況にはないと考えられる。

ストック面において、積立金等月収倍率が3.0月以上であり高いことから問題はないと考えられる。また、フロー面においても、行政経常収支率が10.0%以上であり高いことから問題はないと考えられるため、資金繰り状況に留意すべき状況にはないと考えられる。

〔資金繰り状況は、積立金等月収倍率と行政経常収支率を利用して、ストック面（資金繰り余力としての積立金等の大きさ）及びフロー面（経常的な収支）の両面から分析したものである。〕

【財務指標】

積立金等月収倍率	42.9月
行政経常収支率	23.3%

＜ 参考 ＞

1 財務上の問題把握の診断基準

財務上の問題	定義
債務高水準	① 実質債務月収倍率24ヶ月以上 ② 実質債務月収倍率18ヶ月以上かつ債務償還可能年数15年以上
積立低水準	① 積立金等月収倍率1ヶ月未満 ② 積立金等月収倍率3ヶ月未満かつ行政経常収支率10%未満
収支低水準	① 行政経常収支率0%以下 ② 行政経常収支率10%未満かつ債務償還可能年数15年以上

2 財務指標の算式

・債務償還可能年数＝ 実質債務 ÷ 行政経常収支

・実質債務月収倍率＝ 実質債務 ÷ (行政経常収入 ÷ 12)

・積立金等月収倍率＝ 積立金等 ÷ (行政経常収入 ÷ 12)

・行政経常収支率 ＝ 行政経常収支 ÷ 行政経常収入

※ 実質債務＝ 地方債現在高 ＋ 有利子負債相当額 － 積立金等

積立金等＝ 現金預金 ＋ その他特定目的基金

現金預金＝ 歳計現金 ＋ 財政調整基金 ＋ 減債基金

◎財務の健全性等に関する事項

【今後の見通し】

1 収支計画策定の有無及び計画名

該当無し

2 ヒアリングに基づく今後の見通し

4指標値(債務償還可能年数、実質債務月収倍率、積立金等月収倍率、行政経常収支率)の見通しを判断することはできないが、ヒアリングにより下記の内容を確認した。

(1)ストック面

- ・地方債現在高は、ソフト事業(診療所運営、デイサービスセンター運営等)に充当するために予定している過疎対策事業債の起債額が、償還額と同程度の見込みであることから、概ね横ばいとなる見通しである。
- ・積立金等残高は、今後の建設投資に備えるため基金積立を行う予定であるものの、行政経常収支の減少等により歳計現金が減少する見込みであることから、概ね横ばいとなる見通しである。

このような状況から、実質債務は概ね横ばいとなる見通しである。

(2)フロー面

- ・行政経常収入は、南相木ダムに係る水力発電施設の固定資産税(償却資産)の減少により地方税の減少が見込まれることから、減少する見通しである。
- ・行政経常支出は、村営住宅家賃補助や住宅リフォーム補助等による補助費等の増加や、新たに雇用する時間外保育士、林業作業員、地域おこし協力隊等の賃金の増加により、物件費の増加が見込まれることから、増加する見通しである。

このような状況から、行政経常収支は減少する見通しである。

【特徴的な取組み】

○定住促進等による地域活性化に向けた取組み

・県が実施している「森林(もり)の里親促進事業」の下、平成20年4月に株式会社セガホールディングスと森林の里親契約を締結し、連携して森林保護活動に取り組む等、自然環境整備を図っている。

こうした活動の下で職場、居住環境の向上を目指し、村内のICT(情報通信技術)環境や空き家等を活用したテレワーク拠点を整備する等、事務所(サテライトオフィス)や住居の確保のための支援を行っている。

これら環境整備により、自然豊かな環境で暮らしながら時間や場所の制約を受けずに働くことが可能な働き方に向けて、企業の誘致を図っていくこととしている。

・村内への定住を促進するため、村外の職場へ通勤している者へ通勤費の補助を実施している。

(平成25年度 申請者118名、補助額199万円、平成26年度 申請者122名、補助額189万円)

1. 地方公共団体の財務状況把握

財務状況把握は、財政融資資金の貸し手として、償還確実性を確認する観点から、債務償還能力及び資金繰り状況を把握するものです。

2. 債務償還能力

債務償還能力については、実質債務が大きくても償還原資が充実していれば、債務償還能力には問題がない、あるいは、償還原資が小さくても実質債務が小さければ、債務償還能力には問題がないと考えられます。

よって、債務償還能力は、債務償還可能年数と、この債務償還可能年数を分解した実質債務月収倍率及び行政経常収支率とを利用して把握します。

注：実質債務とは

実質債務とは、地方債現在高に有利子負債相当額を加算し、積立金等を控除したものです。

また、有利子負債相当額は、翌年度繰上充用金に健全化判断比率及び資金不足比率等に関する算定様式上の債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額、公営企業会計等の資金不足額、土地開発公社に係る普通会計の負担見込額及び第三セクター等に係る普通会計の負担見込額を加算したものです。

ただし、平成18年度までは、翌年度繰上充用金と決算統計上の債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の合計額としています（以下同様）。

3. 資金繰り状況

資金繰り状況については、積立が少なくても行政経常収支の黒字が多ければ資金繰りは問題がない、あるいは、行政経常収支の黒字が少ない場合でも積立が潤沢であれば資金繰りは問題ないと考えられます。

よって、資金繰りリスクは、行政経常収支率と積立金等月収倍率を利用して把握します。

4. 行政キャッシュフロー計算書

財務状況把握では、債務償還能力及び資金繰り状況を把握するため、現金の流れを捉える行政キャッシュフロー計算書を作成しています。

行政キャッシュフロー計算は、決算統計等のデータに基づき地方公共団体の一会計年度における収入・支出を「行政活動」、「投資活動」、「財務活動」の区分ごとに表示したものであり、債務償還可能年数や実質債務月収倍率、行政経常収支率など企業会計の財務分析手法を応用した指標が容易に算定できるメリットがあります。

なお、当該財務指標は決算統計等に基づく行政キャッシュフロー計算書を利用して統一的手法により算定されることから、ヒアリングを踏まえて、行政キャッシュフロー計算書の科目を実態に合わせて補正することがあります。

決算統計と行政キャッシュフロー計算書の関係は、「別表」のとおりです。

5. 行政キャッシュフロー計算書を利用して算定する財務指標

① 債務償還可能年数

債務償還可能年数は、債務償還能力を表す指標であり、債務が償還原資となる行政経常収支（キャッシュフロー）の何年分あるのかを示したものです。

また、債務償還可能年数が短いほど債務償還能力は高く、債務償還可能年数が長いほど債務償還能力が低いといえます。

（参考１）債務償還可能年数の算式

$$\begin{aligned}\text{債務償還可能年数} &= \text{実質債務} / \text{行政経常収支} \\ &= (\text{実質債務月収倍率} / 12) / \text{行政経常収支率}\end{aligned}$$

（参考２）実質債務

$$\text{実質債務} = \text{地方債現在高} + \text{有利子負債相当額}^{\ast 1} - \text{積立金等}^{\ast 2}$$

※１ 有利子負債相当額＝翌年度繰上充用金＋債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額＋公営企業会計等の資金不足額＋土地開発公社に係る普通会計の負担見込額＋第三セクター等に係る普通会計の負担見込額

※２ 積立金等＝現金預金（歳計現金＋財政調整基金＋減債基金）＋その他特定目的基金

② 実質債務月収倍率

実質債務月収倍率は、実質債務の大きさを表す指標であり、実質債務が行政経常収入の一月分の何倍（何ヶ月分）に相当するかを示したものです。

また、実質債務月収倍率が高いほど、行政経常収入に比べた実質債務が大きいといえます。

なお、実質債務は、地方債現在高に、有利子負債相当額（将来、普通会計が負担することが確実、あるいは、その蓋然性が高いことから実質的に有利子負債とみなされるもの）を加算し、積立金等を控除したものです。

（参考）実質債務月収倍率の算式

$$\text{実質債務月収倍率} = \text{実質債務} / (\text{行政経常収入} / 12)$$

③ 積立金等月収倍率

積立金等月収倍率は、現金預金等の積立金等が行政経常収入の一月分の何倍（何ヶ月分）あるかを表す指標であり、資金繰りに係るリスクに備えどれだけの厚みをもって資金が積み立てられているかという耐久余力を示したものです。

（参考）積立金等月収倍率の算式

$$\text{積立金等月収倍率} = \text{積立金等} / (\text{行政経常収入} / 12)$$

④ 行政経常収支率

行政経常収支率は、行政経常収入に対する行政経常収支の割合です。

具体的には、行政経常収入からどの程度の償還原資を生み出しているかという

償還原資の獲得能力や、経常的な収入で経常的な支出を賄えているかという経常的な資金繰り状況を示したものです。

(参考) 行政経常収支率の算式

$$\text{行政経常収支率} = \text{行政経常収支} / \text{行政経常収入}$$

6. 財務指標の基準について

財務状況把握では、財務上の問題を把握するために、統計的手法を用いて類型化し、基準値を定めています。なお、基準に該当したことをもって、必ずしも常に財務上の問題があるとは言えず、また、該当しなかったことをもって財務上の問題が全くないことを表しているものではないことに留意する必要があります。

なお、系統ごとの基準値の考え方は、以下のとおりです。

系 統	問 題	定 義
債務系統	債務高水準	① 実質債務月収倍率 24.0 月以上 ② 実質債務月収倍率 18.0 月以上 かつ債務償還可能年数 15.0 年以上
積立系統	積立低水準	① 積立金等月収倍率 1.0 月未満 ② 積立金等月収倍率 3.0 月未満 かつ行政経常収支率 10.0%未満
収支系統	収支低水準	① 行政経常収支率 0.0%以下 ② 行政経常収支率 10.0%未満 かつ債務償還可能年数 15.0 年以上

7. 類似団体平均値

類似団体平均値は、行政権能の相違を踏まえつつ、人口及び産業構造により全国の市町村を 35 の類型（平成 25 年度決算の場合）に分類した類似団体について、各所属団体の計数を単純平均したものです。

具体的な類型区分は以下のとおりです。

市町村類型区分一覧

政令指定都市(1 類型)

該当団体数 20 団体

特別区(1 類型)

該当団体数 23 団体

中核市(1 類型)

該当団体数 42 団体

特例市(1 類型)

該当団体数 40 団体

都市		Ⅱ次、Ⅲ次 95%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 95%未満		計
		Ⅲ次 65%以上	Ⅲ次 65%未満	Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満	
		3	2	1	0	
50,000 人未満	I	7	12	172	62	253
50,000～100,000	Ⅱ	12	20	198	40	270
100,000～150,000	Ⅲ	8	—	88	11	107
150,000 人以上	Ⅳ	2	2	50	4	58
計		29	34	508	117	688

町村		Ⅱ次、Ⅲ次 80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 80%未満	計
		Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満		
		2	1	0	
5,000 人未満	I	78	28	131	237
5,000～10,000	Ⅱ	91	40	111	242
10,000～15,000	Ⅲ	75	26	44	145
15,000～20,000	Ⅳ	82	24	30	136
20,000 人以上	V	138	22	9	169
計		464	140	325	929

(出典) 総務省 HP 類似団体別市町村財政指数表
(<http://www.soumu.go.jp/iken/ruiji/>)

別 表

地方公共団体の決算統計と行政キャッシュフロー計算書の対応関係

決算統計				行政キャッシュフロー計算書	
科目名				部	科目名
歳 入					
地方税				行政収入	地方税
地方譲与税				行政収入	地方譲与税・交付金
利子割交付金				行政収入	地方譲与税・交付金
配当割交付金				行政収入	地方譲与税・交付金
株式等譲渡所得割交付金				行政収入	地方譲与税・交付金
地方消費税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金
ゴルフ場利用税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金
特別地方消費税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金
軽油引取税・自動車取得税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金
地方特例交付金等				行政収入	地方譲与税・交付金
地方交付税・特別区財政調整交付金				行政収入	地方交付税
交通安全対策特別交付金				行政収入	国（県）支出金等
分担金及び負担金				投資収入	分担金及び負担金・寄附金
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	分担金及び負担金・寄附金
その他				行政収入	使用料・手数料
使用料				行政収入	使用料・手数料
手数料				行政収入	国（県）支出金
国庫支出金				投資収入	行政特別収入
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	行政特別収入
災害復旧事業費の特定財源				行政収入	国（県）支出金等
失業対策事業費の特定財源				行政収入	国（県）支出金等
その他				行政収入	国（県）支出金
国有提供施設等所在市町村助成交付金				投資収入	行政特別収入
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	行政特別収入
災害復旧事業費の特定財源				行政収入	国（県）支出金等
失業対策事業費の特定財源				行政収入	国（県）支出金等
その他				行政収入	事業等収入
財産収入				投資収入	財産売却収入
財産運用収入				投資収入	分担金及び負担金・寄附金
財産売却収入				行政収入	分担金及び負担金・寄附金
寄附金				投資収入	基金取崩
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	基金取崩
その他				行政収入	行政特別収入
繰入金				投資収入	行政特別収入
公営企業（法非適）等				投資収入	基金取崩
基金				投資収入	基金取崩
基金からの借入金の繰入				投資収入	行政特別収入
その他繰入（※3）				投資収入	行政特別収入
積立基金				投資収入	基金取崩
財政調整基金（※1）				投資収入	基金取崩
減債基金（※1）				投資収入	行政特別収入
その他特定目的基金				投資収入	行政特別収入
定額運用基金				投資収入	基金取崩
その他				投資収入	基金取崩
公営企業（法適）等				投資収入	行政特別収入
繰越金（※2）				投資収入	行政特別収入
諸収入				投資収入	事業等収入
収益事業収入				投資収入	貸付金回収
各種貸付金				投資収入	事業等収入
回収元金				投資収入	事業等収入
元利収入				投資収入	事業等収入
その他				投資収入	行政特別収入
経常的なもの				投資収入	行政特別収入
臨時的なもの				投資収入	行政特別収入
地方債				財務収入	地方債
歳 出					
人件費				行政支出	人件費
物件費				行政支出	物件費
維持補修費				行政支出	維持補修費
扶助費				行政支出	扶助費
補助費等				行政支出	補助費等
普通建設事業費				投資支出	普通建設事業費
災害復旧事業費				投資支出	行政特別支出
失業対策事業費				行政支出	行政特別支出
公債費				財務支出	元金償還額
元利償還額				行政支出	支払利息
元金				行政支出	支払利息
一時借入金				行政支出	支払利息
利息				行政支出	支払利息
積立金				投資支出	基金積立
財政調整基金（※1）				投資支出	投資及び出資金
減債基金（※1）				投資支出	貸付金
その他特定目的基金				投資支出	基金積立
投資及び出資金				投資支出	基金積立
貸付金				投資支出	基金積立
繰出金				投資支出	繰出金（建設費）
基金				投資支出	繰出金（建設費以外）
定額運用基金				行政支出	繰出金（建設費以外）
その他				財務支出	前年度繰上充用金
建設費繰出				財務支出	前年度繰上充用金
その他				財務支出	前年度繰上充用金
前年度繰上充用金				財務支出	前年度繰上充用金
その他				財務支出	前年度繰上充用金
基金				投資支出	基金積立
取崩し額（※3）				投資支出	基金積立
歳計剰余金処分				行政収入・支出	行政特別収入・支出
調整額				行政収入・支出	行政特別収入・支出
積立基金				行政収入・支出	行政特別収入・支出
その他特定目的基金				行政収入・支出	行政特別収入・支出
財政調整基金				行政収入・支出	行政特別収入・支出
減債基金				行政収入・支出	行政特別収入・支出
翌年度繰上充用金				財務収入	翌年度繰上充用金

※1 現金預金の内訳項目間の振替であるため、行政キャッシュフロー計算書の収入支出には現れない。
 ※2 現金預金（歳計現金）の期首残高であるため、行政キャッシュフロー計算書の収入支出には現れない。
 ※3 差額を行政特別収入として計上する。